

宇治市監査委員公表第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 2 年 11 月 27 日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

平成30年度の定期監査における指摘事項に対して講じた措置を対象とし、次の項目について監査を実施した。

使用料収入状況（観光振興課、産業振興課、男女共同参画課、住宅課）

貸付金元利収入収入状況（こども福祉課）

委託料支出状況（こども福祉課、保育支援課）

補助金支出状況（健康生きがい課、介護保険課）

備品管理状況（人事課）

（観光振興課及び産業振興課の監査対象事務は、平成30年度の定期監査当時、商工観光課が所管していた事務である。）

第3 監査の着眼点

平成30年度の定期監査における指摘事項について、提出された措置状況報告書のとおり、監査対象課において措置が講じられ、事務の適正化及び改善が図られているかに着眼して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、監査対象項目の事務事業のうち、主として令和2年4月1日から同年7月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査及び実地調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和2年9月1日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年10月29日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、残念ながら、下記のとおり一部に措置状況報告書に記載された措置が講じられていない所属が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見受けられなかったものについては、次回定期監査においても、指摘事項の無いように、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 市長公室人事課

(1) 備品管理状況について

平成 30 年度の定期監査において、実地調査において確認することができない備品が見受けられた。速やかに改善され、適正な備品管理に努められたいと指摘した。

これに対し、人事課からは配置先不明の備品について、全庁的な一斉調査を含む調査を行った後、備品台帳については、実態に即したものとなるように適正化を図った。今後新たな不明分が生じることを防ぐために人事課所有の備品を各部署に移管する場合については、記録と所管換の手続を徹底して行っていくとの報告があった。

今回、随時監査を行い、適正に備品管理が行われていることが確認できた。

2 産業地域振興部観光振興課

(1) 市営茶室の使用料収入状況について

平成 30 年度の定期監査において、調定の遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、商工観光課（現観光振興課）からは調定の遅れについては、収納事務受託者の報告書の提出が遅れたことが原因であったことから、市及び受託者間において平成 31 年 2 月 5 日に委託契約書の再確認を行い、今後契約書の規定の日までに報告書を提出するよう指導を行った。また、報告書受領後は速やかに調定の手続を行い、以後、適正に処理するよう課内で徹底したとの報告があった。

今回、随時監査を行い、収納事務受託者からの報告書は委託契約のとおり提出されていることが確認できた。

なお、市営茶室は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 3 月 1 日から 6 月 30 日までの間、開席していなかった。このため、監査対象期間において、調定の遅れについては確認できなかった。

(2) 観光センターの使用料収入状況について

平成 30 年度の定期監査等において、収納事務受託者が収納した使用料を市へ入金する時期、調定及び使用許可書発行に遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、商工観光課（現観光振興課）からは収納事務受託者が収納した使用料を市へ入金する時期に遅れが見受けられた点及び使用許可書発行に遅れが見受けられた点については、市と指定管理者及び収納事務受託者間において平成 31 年 2 月 5 日に委託契約書等の再確認を行い、今後

の適切な事務執行について指導を行った。また、調定の遅れについては、収納事務受託者の報告書の提出が遅れたことが原因であったことから、今後契約書の規定の日までに報告書を提出することについても指導を行った。あわせて、報告書受領後は速やかに調定の手続を行い、以後、適正に処理するよう課内で徹底したとの報告があった。

今回、随時監査を行い、収納事務受託者からの報告書は委託契約のとおり提出されていること及び使用許可に係る事務が適正に処理されていることが確認できた。

なお、今回の監査対象期間においては、使用料の納付を要する施設の使用がなかったため、調定の遅れについては、確認できなかった。

3 産業地域振興部産業振興課

(1) 産業会館の使用料収入状況について

平成 30 年度の定期監査において、使用許可申請、使用料の納付及び調定に遅れが見受けられた。また、使用許可申請書の記入事項に不備が見受けられたと指摘した。

これに対し、商工観光課（現産業振興課）からは使用許可申請及び使用料の納付の遅れ、使用許可申請書の記入事項に不備が見受けられた点については、市と指定管理者及び収納事務受託者間において平成 31 年 2 月 5 日に委託契約書等の再確認を行い、今後の適切な事務執行について指導を行った。そのほか、使用許可申請書の記入事項に不備が見受けられた点については「宇治市産業会館条例施行規則」の様式の一部改正も行う。また、調定の遅れについては、収納事務受託者の報告書の提出が遅れたことが原因であったことから、今後契約書に規定の日までに報告書を提出することについても指導を行った。あわせて、報告書受領後は速やかに調定の手続を行い、以後、適正に処理するよう課内で徹底したとの報告があった。

今回、随時監査を行い、収納事務受託者からの報告書は委託契約のとおり提出されていること、使用許可及び使用料に係る事務が適正に処理されていることが確認できた。また、使用許可申請書の押印を不要とする様式の改正が行われていた。

4 人権環境部男女共同参画課

(1) 使用料収入状況について

平成 30 年度の定期監査において、入金が遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、男女共同参画課からは自動車駐車場使用料・男女共同参画支援センター使用料の入金の遅れについては、早急な是正を実施し、調定

後速やかに入金するよう改善した。今後も入金の遅れが生じないように、事務の適正化に努めるとの報告があった。

今回、随時監査を行い、男女共同参画支援センター使用料については適正に処理されていることが確認できた。

なお、男女共同参画支援センターの自動車駐車場使用料については、平成31年3月に条例改正され削除されているため、監査対象としていない。

5 福祉こども部こども福祉課

(1) 貸付金元利収入収入状況について

平成30年度の定期監査において、調定の不備が見受けられたと指摘した。

これに対し、こども福祉課からは宇治市奨学資金貸付金返還金、篤志者奨学資金貸付金返還金及びひとり親家庭等福祉生活資金貸付金返還金について、予算額調定及び事後調定となっていたが、平成30年度については、既に償還開始しているものについて、直ちに未償還残高を全額調定するとともに、平成31年度からは、年度当初に前年度の未収分を繰越調定し、年度途中においても償還開始にあわせて随時調定するよう改善するとの報告があった。

今回、随時監査を行い、予算額調定及び事後調定が行われていないことが確認できたものの、一部に適切でない時期に調定されているものが見受けられた。引き続き改善に努められたい。

(2) 委託料支出状況について

平成30年度の定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、こども福祉課からは支出負担行為を適切な時期に行うよう、担当職員に指導を図るとともに、課内で事例報告を行い、委託料をはじめとした支出事務を行う際の注意点について周知徹底を行った。今後は、根拠法令等に基づき適正な事務執行に努めるとの報告があった。

今回、随時監査を行い、支出負担行為の遅れは見受けられず、適正に処理されていることが確認できた。

6 福祉こども部保育支援課

(1) 委託料支出状況について

平成30年度の定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、保育支援課からは支出負担行為を適切な時期に行うよう、

職場内で改めて事務手続について指導を図るとともに、事務引継書にも留意点を記載し、周知徹底を行うこととしたとの報告があった。

今回、随時監査を行い、支出負担行為の遅れは見受けられず、適正に処理されていることが確認できた。

7 健康長寿部健康生きがい課

(1) 補助金支出状況について

平成 30 年度の定期監査において、宇治市骨髄ドナー助成事業において、宇治市補助金等交付規則の規定と齟齬が見受けられたと指摘した。

これに対し、健康生きがい課からは宇治市補助金等交付規則との齟齬がある状況を改善するため、宇治市骨髄ドナー助成事業実施要項を改正し、別記様式第 1 号「宇治市骨髄ドナー助成金交付申請書兼請求書」を「宇治市骨髄ドナー助成金交付申請書」と「宇治市骨髄ドナー助成金請求書」に分割し、「交付申請→交付決定→請求」の順に行われるようにしたとの報告があった。

今回、随時監査を行い、平成 31 年 3 月に要項改正が行われ、適正に処理されていることが確認できた。

8 健康長寿部介護保険課

(1) 補助金支出状況について

平成 30 年度の定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、介護保険課からは支出負担行為を適切な時期に行うよう、補助金の支払業務の注意点について事務引継書に記載するとともに、課内に周知徹底をしたとの報告があった。

今回、随時監査を行い、支出負担行為の遅れは見受けられず、適正に処理されていることが確認できた。

9 建設部住宅課

(1) 市営住宅使用料収入状況について

平成 30 年度の定期監査において、滞納使用料の債権管理について、不十分な点が見受けられた、適正な管理に努められたいと指摘した。

これに対し、住宅課からは滞納使用料の債権管理については、監督職員から担当職員へ適時・適切に指示し、納付指導等の事務手続を遅滞なく行う。また、退去者の債権管理についても、過去の納付指導の経過等を確認し、個別に対応を進めるとの報告があった。

今回、随時監査を行い、滞納使用料全体については収入率の向上が見受

けられたものの、退去者の債権管理については対応の遅れが見受けられた。鋭意対応されることを求める。

第7 要望事項

- 1 債権管理を行っている所属については、適正な債権管理に努められたい。
- 2 地方自治法第199条第14項には「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と規定されている。つまり、措置状況報告は指摘を受けた監査対象課が講じた措置だけではなく、監査結果報告を見て、その他の所属が自主的に講じた措置についても想定しているところである。監査結果が宇治市全体で活かされるよう、管理監督者は監査結果報告を見て、自らの所属は同じ指摘を受けることがないか、自己点検に努められたい。

なお、措置状況報告は講じた措置のみを通知するものであって、講じる予定の措置については通知不要である。具体的な措置を講じてから通知されたい。